

# 第10回産業福祉常任委員会会議録

平成28年9月1日（木）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 3時31分

---

## ○会議に付した事件

### 1. 町からの協議・報告事項について

#### ●町民課

- ①清里町公営住宅等長寿命化計画について
- ②平成28年度一般会計補正予算（町民課所管分）について
- ③平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ④平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤清里町国民健康保険事業医療費動向について

#### ●保健福祉課

- ①平成28年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）について
- ②平成28年度介護保険会計補正予算（第1号）について
- ③小清水赤十字病院人工透析者送迎バス終了にかかる対応について
- ④難病者等通院交通費助成要綱の一部を改正する要綱について
- ⑤ケアハウスの整備要望について

#### ●産業建設課

- ①平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ②平成28年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- ③道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項（案）について
- ④農地災害復旧補助事業について
- ⑤農事研修施設（温室ハウス）の売却について
- ⑥民間賃貸住宅建設促進事業の実施状況について

#### ●焼酎醸造所

- ①平成28年度焼酎事業特別会計補正予算（第1号）について

### 2. 意見書の検討について

### 3. 道外所管事務調査について

### 4. 次回委員会の開催について

---

○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委員	村 島 健 二	委員	加 藤 健 次
委員	河 口 高	委員	堀 川 哲 男
委員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

---

○欠席委員 なし

---

○説明のため出席した者の職氏名

■町民課長	河合 雄司	■町民課主幹	清水 俊行
■町民生活G総括主査	樫村 亨子	■町民生活G主査	山崎 孝英
■町民生活G主査	藤森 宏樹	■町民生活G主査	横畠 敏樹
■保健福祉課長	藺部 充	■福祉介護G総括主査	阿部 真也
■子ども子育てG主査	佐々木順子	■福祉介護G主査	原田 了
■産業建設課長	藤代 弘輝	■建設課主幹	永野 宏
■建設G総括主査	吉田 正彦	■建設G主査	山本 卓司
■焼酎醸造所長	二瓶 正規	■焼酎醸造所主査	北川 実

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小 貫 信 宏
主 査	寺 岡 輝 美

---

●開会の宣告

○前中委員長

第10回産業福祉常任委員会を開催いたします。

---

○前中委員長

本日、大変暑いので、職員の方々は上着等を脱いでいただければと思います。  
それでは大きな1、町からの協議報告事項について。  
まず町民課より5点ほどあがっております。町民課長。

## ○町民課長

それでは町民課の協議報告事項5件につきまして、概要を御説明させていただきます。

1点目の清里町公営住宅等長寿命化計画につきましては、平成24年3月に策定いたしました計画の見直しとなっております。計画の位置づけ、スケジュール等についてご説明いたします。

2点目の平成28年度一般会計補正予算町民課所管分につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金の補正でございます。

3点目の平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、平成27年度の繰越金の確定と前年度医療費の確定に伴いまして負担金交付金の返納金が確定いたしましたので、こちらの補正を行うものでございます。

4点目の平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、平成27年度繰越金の確定と総務費について補正を行うものでございます。

5点目につきましては、本年度の国民健康保険医療費の動向についてお知らせいたします。

詳細につきましては担当より御説明いたしますので、1点目から始めさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

## ○前中委員長

それではまず1点目、清里町公営住宅等長寿命化計画について担当の方から説明願います。はい担当。

## ○町民生活G主査

私の方より清里町公営住宅等長寿命化計画についてご説明いたします。資料1ページ目をご覧ください。

今回の清里町公営住宅等長寿命化計画は、先ほど課長からもお話した通り、平成24年3月に策定しました清里町公営住宅等長寿命化計画が作成されてから5年経過したことによる見直しとなっております。

1番ご覧ください。計画の位置付けですが、第5次総合計画に基づき当計画の上位計画にあたる清里町住生活基本計画を基本として、当計画の策定にあたります。清里町住生活基本計画については3月3日の当委員会で産業建設課の方から説明があったと思いますので、内容の方は省かせていただきます。計画期間については、平成29年度から平成38年度の10年間を予定しております。

2番目計画の策定のスケジュールですが、ご覧のとおり、業務方針データ整理から全体調整までを11月下旬までに終了し、その後計画を策定する予定であります。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

## ○前中委員長

ただいま公営住宅等長寿命化計画についての提案説明がございました。当初建設課で策定しておりますけども、機構改革によりまして町民課に移管したということで、今回の案件となっております。各委員より質疑等賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

引き続き、②平成28年度一般会計補正予算、町民課所管分について説明願います。担当。

## ○町民生活課主査

私の方より一般会計補正予算及び国民健康保険事業補正予算関連がありますので、あわせてご説明をさせていただきたいと思います。

先に平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の概要から説明させていただきます。下段の歳出より説明させていただきます。下段の表のうち11款諸支出金で553万1千円の増でございます。こちらの内訳につきましては平成27年度の国から受けています、療養給付費負担金の返納金が465万3千円、社会保険診療支払基金から受けています退職医療交付金の返納金が87万8千円です。それぞれ実績の確定による返納金であります。合わせまして、553万1千円の支出を計上するものでございます。

続きまして上段の歳入をご覧ください。9款繰入金でございます。補正額が509万3千円の増で、内容としましては、一般会計よりその他一般会計繰入金としまして、503万9千円の増、10款繰越金で43万8千円の増でございます。平成27年度からの繰越金として53万8千円でございますので当初予算の10万円からの増を補正するものでございます。歳入歳出ともに、現計予算額8億5千212万1千円に553万1千円を追加し、補正後の予算額を8億5千765万2千円とするものでございます。

続きまして、資料戻りまして、平成28年度の一般会計補正予算についてご説明させていただきます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目各種医療対策費、28節繰出金、国民健康保険事業特別会計の繰出金でございます。こちらにつきましてはただいま説明させていただきました国保会計の前年度繰越金及び返納金の確定によりまして509万3千円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

## ○前中委員長

ただいま関連があるということで、②③の説明提案ございました。委員各位より28年度の国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑等賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

引き続き④平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案説明よろしくお願いたします。はい担当。

## ○町民生活G主査

平成28年度の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の概要でございます。歳入の款から説明させていただきます。4款繰越金、平成27年度からの繰越金ということで5万2千円の増でございます。平成27年度からの繰越金として5万3千円でございますので、当初予算の1千円から増額補正するものでございます。

下段の歳出に参ります。繰り越しの財源充当につきましては、1款総務費に計上しまして消耗品において5万2千円の増でございます。歳入歳出ともに、現計予算6千537万9千円に5万2千円を追加し、補正後の予算額を、6千543万1千円とするものでございます。以上で説明を終わります。

## ○前中委員長

ただ今、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算当年度予算の確定ということで補正提案ございます。何か各委員より質疑を賜りたいと思いますけども何かございませんか。よろしいですか。

それでは最後になりますけども、⑥清里町国民健康保険事業医療費動向について説明提案よろしく申し上げます。はい担当。

#### ○町民生活 G 主査

資料の5ページをご覧ください。平成28年度国民健康保険の医療給付の状況についてご説明させていただきます。

国民健康保険の被保険者が医療機関で受診した際に、窓口負担分以外を給付しています。療養給付費補装具の費用や柔道整復に受診の際に窓口負担分以外を給付しています療養費。高額な医療費を限度額以上について給付しています高額医療費の3点について上段にグラフ、下段に医療費の支出額と月平均を表にして記載しています。

大きな額を占める療養給付費において平成27年度の月平均額3千743万4千円と比較すると、本年度の4カ月平均額3千504万6千円と2千308万8千円ほど低くなっている状況であります。しかしながら、平成26年度の3千360万円と比較すると、144万6千円ほど高い状況にあります。また、一番下段に記載してあります高額療養費について、ご覧ください。平成28年度の現時点での月平均額は454万7千円で、平成27年度の445万よりよりも高い水準であり、平成26年度の321万3千円と比較すると133万4千円、4割以上高い状況にあります。

医療給付の予算は、近年の医療費の支出額を参考にし、当初予算計上しており、現在の月平均で推移すると、予算額以内でおさまるところであります。当初予算と比較して余裕額が1割にも満たない状況であります。現時点では昨年ほどではないものの、依然として医療費が高い水準で推移している状況にあります。また月の医療費の推移について注目しますと、近年秋と冬に医療費が増加する傾向がありますので、今後も医療費の動向に十分注意していく必要があります。説明は以上です。

#### ○前中委員長

ただ今国民健康保険事業の医療費動向について丁寧な説明がございました。各委員より質問賜りたいと思っておりますけども、何かございませんか。どうぞ。

#### ○勝又委員

高額の関係で人数にもよるね。人数動向は。

#### ○前中委員長

はい担当。

#### ○町民生活 G 主査

昨年度の件数でありますけども1か月あたり65件でありまして、今年度の平均が64件ということで件数的には余り変わっていない状況であります。被保険者数につきましては若干減をしております。

1件当たりの金額の方が昨年1件当たりの金額が6万9千227円となっております。今年度の4カ月平均で7万1千572円となっております。1件当たりの金額が高騰しているところであります。

### ○前中委員長

高度医療がかなり増えているというふうに理解してよろしいですか。医療費他何かございますか。無ければ全体を通して町民課に関して承りたいと思いますけども。よろしいですか。大変ご苦労様でした。

### ○前中委員長

それでは保健福祉課より5点ほど提案がございます。提案説明の方、課長の方からよろしくお願いたします。はい保健福祉課長。

### ○保健福祉課長

まず1点目につきまして平成28年度の一般会計補正予算でございます。これにつきましては27年度事業の精算にかかるもの及び28年度事業政策的なものがございまして随時担当よりご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

### ○前中委員長

担当。

### ○福祉介護G 総括主査

それでは、1ページの方でございます。補正予算の概要ということから説明差し上げたいと思います。一番上の方ですけども、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費ということでございます。難病者の支援事業ということでございます。6月の委員会でも一旦ご説明差し上げておりますが、小清水赤十字病院の人工透析者にかかる部分のバスが終了ということに伴います事業の追加という形のものでございます。委託料としまして人工透析の方へのハイヤー代としまして91万2千600円、それから高校バスの活用ということで現在のところ見込んでございます。これの日赤部分への延伸分、それとそれにかかります時間運行分の所要額としまして38万1千576円。それから今月末で日赤の方のバスが終了いたします。年額で60数万の契約を結んでいたところでございますが、上半期で終了ということでございます。下半期分減額をするという形の補正もあわせて行いたいというふうに思っています。それから人工透析者への交通費の補助費ということで、こちらの方を盛り込みまして24万9千円ということでございます。あわせまして121万5千円の増額補正を行うものでございます。財源といたしましては一般財源でございます。

次の段にまいります。臨時福祉給付金の過年度返納金ということでございます。27年度臨時福祉給付金、国の方から補助が下りてきておりまして1人当たり6千円という形の給付を行ったところでございます。補助金ということでありまして、給付数1件分になりますけれども最終精査の部分で持っていたわけでございますけども、実績としましては、1件を残して事業終了ということでございます。1件分の6千円は翌年度の返納金として補助金の方を返納していきたいというふうに考えてございます。財源としましては一般財源でございます。

3段目まいります。障害者の自立支援の過年度返納金でございます。こちらにつきましても平成27年の事業施行に伴いまして、実績とそれから概算給付の差分につきまして本年度返納を行うものでございます。返納金としまして8万3千97円ということでございます。8万4千円の増額補正を行うものでございます。一般財源として行います。

4段目まいります。ケアハウスの整備事業でございます。ケアハウスの整備事業関係では、これまでも御説明差し上げておりますが支障物等がございます。その中で今回はケアハウスの予定地にあります、現在子ども農園にあります果樹の移設を行いたいということでございまして、工事請負費として120万円の計上を行うものでございます。財源としましては一般財源を予定しているところでございます。

さらに段下がりまして、老人福祉施設の整備補助事業でございます。こちらにつきましては、特別養護老人ホーム清楽園になりますけども、こちらの方での発電設備の方の整備を進めていくということでございます。今回は設計費用、今年度に設計関係行いまして、次年度以降で本体の設置工事を行うという形の計画がこちらにいただいておりますので、本年度につきましてはその分を設計費補助という形で130万円の計上を予定してございます。財源としましては一般財源です。

最下段になります。低所得者保険料の軽減、過年度返納金でございます。こちらにつきましても、昨年度介護保険の低所得者関係に負担軽減を行う事業が国と道の方の補助金がございました。こちらにつきまして1名分の余力見込みを持っておりまして、この分がでございます。こちらにつきまして国と道の返納金合せて3千円の方の計上を行いたいというふうに考えてございます。財源としては一般財源です。

#### ○前中委員長

どうぞ。

#### ○子ども・子育てG主査

続きまして2ページでございます。子ども子育てグループ所管分について御説明させていただきます。

1点目は、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、児童手当支給事業に係る補正でございます。平成27年度の児童手当交付金事業の事業実績に伴い、国からの交付金が80万9千2円超過交付となっておりますので、当該年度において返納するため過年度返納金として81万円を予算計上しております。

2点目は、同じく児童母子福祉費、子ども子育て支援交付金事業に係る補正でございます。こちらにつきましても、平成27年度の子ども子育て支援交付金事業実績に伴い、国からの交付金が16万4千円超過交付となっておりますので、当該年度において返納するため過年度返納金として16万4千円を予算計上しております。以上でございます。

#### ○福祉介護G総括主査

それでは最後の段になりますけれども、歳入のお話になります。諸収入、雑入ということで、収入で受けるものでございますが、過年度の負担金との交付ということでございます。27年度に行いました障害者自立支援事業関係におきましては、概算交付よりも最終3月年度末までの事業実績が上回ったということでございます。概算から差し引きした分につきましては、翌年度の過年度交付ということで歳入の方に組み入れていきたいとこのように思います。合計いたしまして548万円の歳入計上を行って、雑入として組み入れるという形になります。

以上で説明を終わります。

### ○前中委員長

ただいま平成28年度一般会計補正予算保健福祉課所管分についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。はい池下委員。

### ○池下副委員長

1ページの老人福祉施設整備事業ということで発電機の予算が130万円ということで組まれているんですけど、前にこの清楽園に関して同じ清里町内に施設が老健きよさと清楽園と2カ所あるわけなんですけど、老健の方に対して発電機の前に太陽光をやって、そのあとに発電機をやったという経緯があるんですけども、私質問した時には同じこういう施設があるんであるんであれば、同じような対応でやってはどうかということで質問した時の回答が、清楽園の方にも連絡をしてお伺いをたててみるという話であったのですが、今回こういうふうに発電機の設計の委託料が入ってきているってことは太陽光発電の方はもうやめたのかなというふうに思うんですけど、そのへんの清楽園への説明と向こうとしての要望は、太陽光に関してはな無かったのかどうか、その辺まずお伺いしたい。

### ○前中委員長

はい担当課長。

### ○保健福祉課長

まず太陽光につきましては、保健福祉総合センター内に設置してあります。太陽光につきましても施設利用ということではないということでご理解をいただきたいと思います。

この果実については子ども子育て支援に使うものということでありまして、設置場所は確かに保健福祉総合センターでございますけども保健福祉総合センターに実質的に通常利用されるものではないということです。

それからおっしゃられるとおり、同じ介護保険施設でありながら発電機は必要であるだろうということでお話をいただきました。それにつきましては非常用発電機の設置そのものにつきましては清楽園においても必要という認識でありまして、このたび設置支援をしていくということで、まずは、設計費の支援ということでの予算計上になってございます。順番につきましては、これも以前お話しさせていただきましたとおり、まずは、診療所も抱えている保健福祉総合センターが、そこでどのような方が良いのかという所を検討しながらということでありましたので、順番は、同時ということではなくて、ずれているということでお話をさせていただいてきたとおりでございます。

それから清楽園の太陽光につきましては、これも清楽園で利用するものでは基本的にないということという施設で保健福祉総合センターに設置されているものと同様な考え方による太陽光発電は所管ではございませんけれども、これについては意向を確認した経緯があります。社会福祉法人においては本来業務ではないところでの設置は難しいということで、これは向こうでは設置を希望しないということで、返事をいただいているところであります。

### ○前中委員長

はい池下委員。



### ○池下副委員長

もう1年ちょっと前になると思うんですが、私がそういう質問をしたときに清楽園の方にも設置はどうかという話をさせてもらっているのですが、実は清楽園の方に聞いてみると、そういった実態がないということをお聞きした経緯もあります。それは話の行き違いで仕方ないっていうのが、水かけ論なりますから良いんですけど、今回もこういうふうに基本設計という段階で130万円のお金が出ているってことは規模的に言うと、老健きよさと同程度の発電機を設備するというふうに捉えてよろしいでしょうか。例えば今回老健の方ではおよそ7千万でしたか、その程度の発電の事業っていうことであつたんですが、清楽園の方に関しても同程度の規模の発電機というふうに捉えてよろしいでしょうか。

### ○前中委員長

はい担当課長。

### ○保健福祉課長

その規模というところでの考え方は、同じ発電という保健福祉総合センターで設置をした発電機の常任委員会でも3案ほど設計途中の案を検討計画をお示しさせていただきましたけども、常に運用されている施設においても非常用発電機ということで、一旦北海道電力からの電力供給が停まれば発電機で出力した上で、あと必要最低限の電力というような考え方のものを設置するというで聞いております。

ただ、保健福祉総合センターと清楽園の建物の規模が違いますので、当然ながら規模は小さくなるのではないかと、概算で事業費どの程度かっていうようなことを概算3千900万から5千万ぐらい、まだ、これから設計ですから発電機の性能とかいろんなこれから検討しなくちゃいけないことがある中でお話ですけども、3千900万から保健福祉総合センターは6月の議会において議決をいただきましたけど、6千804万円でなかったかなというふうに記憶していますけども、保健福祉総合センターは幸い発電機の燃料タンクを暖房用の燃料タンクと共有することができたことでその分が規模が小さい割に清楽園の方は需用費が大きいっていうのは清楽園の方は燃料タンクが必要ということもあるのではないかとこれからの設計ということになりますので、その辺についてはまた経過については教えていただきながらという考えでおります。以上です。

### ○前中委員長

はい池下委員。

### ○池下副委員長

課長おっしゃるとおり、確かに人数も清楽園の方が少ないし、施設の規模も多少老健きよさとよりは小さいですけど、本来であるならばこういった事業というのは例えば老健きよさとがやる時に並行してやるのが一番望ましい形であるっていうふうには私は思うんですよ。今回わずか1年半2年ぐらいの更新後で、こういうふうな事業をやるんですけども、同じ高齢者施設として町の中に2カ所あるということは1カ所を最優先にしてやるのではなくて同時並行的にやるのが一番望ましいというふうには私は思うんで、今後もいろんな事業が各施設これから何年もずっとある施設でありますから、なるべく差別をしないで同時並行的に物事を進めていけるように努力していただきたいというふうに思

います。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

老健にということでおっしゃっているけども、保健福祉総合センターとして考えている事業ということでご理解をいただきたいと思います。老健もありますし、診療所もあるということで、これについては以前もお話をさせていただきました。診療所もあるということで優先をさせてもらったということ、もちろん同時並行方式の検討ということもありますけれども、改修という形で、どういう形で設置が出来るのかということもあったということもありますけれども、規模が大きいということでもずれたということは御理解をいただきたいと思います。

今後当然ながら同じ目的の施設でありますのでそのへんについては差別ということでは決してなく資金繰りもありますけれども並行して検討していくということをご理解いただきたいと思います。

○前中委員長

他にございませんか。はい加藤委員。

○加藤委員

関連してなんですが、今計画されていますケアハウスの整備をしていく中においてこの非常用発電なんていうのは将来にわたってあるいは今回どのように捉えているのか、現時点で。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

基本設計の中におきまして最低限の機能は維持できる発電機を設置するというので、当初からなっております。保健福祉総合センターについてはごく一部の電源と、スプリンクラー用の発電機にとどまっていたけど、全部を賄えるということでは決してありません。ですけれども厨房等賄える規模の発電機を備えるという基本設計になってございますので、後から大きなものということは考えてはございません。

○前中委員長

はい加藤委員。

○加藤委員

ケアハウスのこの樹木の移動は、これ何本の樹木をどの位置にどういう形で。

○福祉介護G総括主査

今回の移設に関しましては、おおむね10本程度を保健福祉総合センターの敷地内に移設をして、

今後も植えて育てていくという形の工事を考えています。あそこ子ども広場につきましては、大小あわせて60本近く植栽されておりますが、既に現在のところいわゆる造園業者、樹木の関わりのある方に確認をいただきましたら果樹以外につきましては結構傷んでいるということです。移植についてはなかなか適さない育成状況が多いといただいています。基本的にはまず半数が全滅、それから果樹が10数本あるわけですが、それ以外の果樹以外については、今までの状況からいきますと、なかなか厳しいというお話をいただいております。生り物の木が非常に良いだろうということで、そちらの方の管理が結構良好なものですから、果樹を主に移設したいというのが私どもの考えです。その中で選定をして10本ほどの予算として、この120ということですが、実はこの間の台風関係でもかなり傷んでおります。ですから実際発注の際には10本よりもひよっとすると下回る形の中で行わざる得ないのかなというふうに考えています。これにつきましては予算の範囲内で可能な移設の部分を行いたいと考えているところでございます。以上です。

#### ○前中委員長

課長。

#### ○保健福祉課長

そもそも果樹については、果樹のあるケアハウスということで考えておりました。当然果樹をケアハウスの中に移植したいということであったんですが、工事の関係もありまして、さらに移すということが必要だということがある一方で、今果樹の方もやはりかなり傷みが果樹以外の木よりは養生がされていたので果樹以外のところはまずだめですねということでは言われています。果樹以外のところもかなり養生はされているものかなりの費用をかけてもなかなか難しいところですよという専門家からお話がありました。

それを受けましてそれを実際に通常であれば移設はあきらめるのが、コスト的には当然のところなのかなということでもありますけれども果樹につきましては、これまで多くの方たちの支援それから多く子どもたちが関わって、あそこまで育てた木でありますので、何とか木は移植が可能なものの中から移していきたいということで保健福祉総合センターの南側の方であれば、北風の影響も少ないということで専門家の方からも環境としては良いだろうということでお話いただきましたし、施設の利用されている方々にも季節感を感じてもらえるし、さらには子どもたち収穫が何か訪れれば子供たちの姿も見ただけではないかなということでは合理性ということに行くと費用が多くかかる中で難しいところがありますけれども、多く関わった方々の思いということで残せる木を残していきたいということでの移設でございますのでご理解をいただきたいと思います。

#### ○前中委員長

よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。それでは②平成28年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明。保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長

28年度の介護保険特別会計補正予算でございますが、これにつきましては平成27年度事業の確定に伴います各交付金等の精算それから、平成27年度決算により繰り越し金額の確定、それから平成28年度当初の各交付金の当初額が決定いたしましたので、それに伴う歳入の調整というよう

なことで補正を行いたく提案するものでございます。担当よりご説明申し上げます。

#### ○前中委員長

担当。

#### ○福祉介護G主査

それでは平成28年度介護保険事業特別会計の補正予算について説明いたします。3ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金につきまして介護給付費負担金で300万5千円を計上しております。4款道支出金につきましては介護給付費負担金で103万6千円を計上しております。5款支払基金交付金につきましては介護給付費交付金で463万7千円を計上しております。国庫支出金、道支出金及び支払基金交付金につきましては、当初交付決定額の確定による増となっております。8款繰越金につきましては平成27年度繰越金確定により1千490万8千円を計上しております。

続いて、歳出のご説明をいたします。1款総務費につきましては、過年度還付金で6万円を歳入で増額いたしました財源額を基準に計上しております。2款保険給付費につきましては地域密着型サービス給付費で1千247万円を歳入で増額いたしました財源額を基準に計上しております。4款基金積立金につきましては、平成27年度の繰越金1千590万8千円から返納金620万2千円を引いた額に2分の1を乗じた額485万4千円を基金として積み立てを行います。6款諸支出金につきましては、平成27年度の実績報告による補助金等の精算にかかる返納金でございます。介護給付費返納金につきましては、国庫で496万円、道費で29万6千円、支払基金交付金で22万6千円、地域支援事業費返納金では国庫で44万5千円、道費で22万3千円、支払基金交付金で5万2千円、計620万2千円を計上しております。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

ただいま平成28年度介護保険特別会計補正予算についての提案説明がございました。委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。はいどうぞ。

#### ○池下副委員長

補正額、今回2千358万6千円ということで歳出の方を見ますと保険給付費が1千247万と約補正額の半分ですが、全体的に保険給付費が4億2千500万ってことなんです、この時期こういうふうになるわけなんです、この3年間ぐらいの推移っていうのはどういうふうに変動しているのかわかる範囲でよろしいのでお伺いしたいと思います。

#### ○前中委員長

保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長

まず今回の補正につきましては、歳出側での必要額からの調整ではないということを御理解いただきたいと思います。

平成28年度の当初の交付金、これはそれぞれの国庫であったり、道であったり、支払基金というのは2号保険者の保険料を市町村の方に交付をされるわけですけど、そういったところの年度当初の交付額が決定をすると。これにつきましては町の当該年度の執行実績をもとに決定するのではなくて過去の実績をもとにそれぞれの国であったり、道であったりが決定をいたしますので、年度当初においてはおおむね必要額より多いものが交付決定されます。歳入交付決定がおりておりますのでこれについてはやはり歳入として債権を確定した上で補正をするということで、その結果どこに歳出として充てるかというところで、とりあえず保険給付に充てさせていただいているということで、この1千200万円が、年度途中まだ半年経たない時点において不足をしているということではないということをお理解いただきたいと思います。

それから一般論です、細かな数字はすいません、今持ってきておりませんので。主に介護給付費であります介護保険会計の年度間のばらつきと言いますか、傾向ということであれば介護保険料というのは3年ごとに見直しをかけています。今第6期保険事業計画の中で介護保険料を決定しました。27、28、29の3年間の介護保険料を決定し、条例改正はさせていただいています。3年間として見ているので、一般的に給付費が右肩上がりだったとすれば保険料は3年間通して一緒ですから、1年目は給付や給付費が右肩上がりだとすれば1年目は会計的には楽な余裕のある、2年目でとんとん、3年目は逆に保険料は3年間の平均ですから、給付費は伸びるとすれば3年目は会計上苦しくなるとこれが一般的な介護保険料でございます。

#### ○前中委員長

よろしいですか。他に何かございませんか。なければ③の方に移らせていただきます。小清水赤十字病院人工透析者送迎バス終了に係る対応について。保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長

小清水赤十字病院の人工透析送迎バスの終了にかかる対応でございますが、このバスの終了については9月30日をもって運行は中止をするということで、小清水赤十字病院の方では決定をされているところです。対応について検討してまいりまして、最終的な案がまとまりましたので今回ご説明するとともに先ほど一般会計補正予算の方で御説明させていただきましたとおり121万5千円ほどの補正をさせていただいたところです。詳細につきましては担当よりご説明申し上げます。

#### ○福祉介護G総括主査

4ページの方ご覧いただければと思います。まず1番の経過でございますが、今課長の方から説明ありましたけれども、今月末で日赤の透析バスは終了ということでございます。これに伴いましての10月以降の案ということで行いまして、こちらにつきましては、まず6月の常任委員会でも若干触れさせていただいてございますが、現在バスを使われている3名につきましては戸口から戸口への送迎が必要かという状況をこれまでに訪問して聞き取りを行っております。その関係も行いまして経過措置という3年間の期限でございますが、タクシーでの移送を行っていきいたいという案でございます。

②につきましては、これまで日赤バス、先ほども予算のところ触れさせていただきましたが日赤のバスの運行につきましては、町も予算を拠出している、これまでの経過でございます。この部分がありまして基本的には小清水の透析にはバスを使っていたいただきたいという見地から難病者の交通

費助成という制度がございますが、こちらの方につきましては、透析患者は今まで割愛させてもらった経過がございます。こちらを復活させて自家用車等である方につきましては対象にして、少しでも交通費支援を行いたいという形の盛り込みを行います。

③ですけれども現在清里高校から小清水の交通ターミナルの間の通学のバスが運行されてございます。こちらのいわゆる清里から出る輸送の便に何か活用がないのかということにつきまして検討を行いまして移送で使ってはどうかということまで考えてございます。

この3点につきまして次に(4)いくわけですけれども、先月それぞれの方がお手すきな時間を見計らいまして7名の方に、この案につきまして提示をしまして、10月以降どのような形で透析通院をされるのか、もしくはその辺希望の関心の聞き取りを訪問して行っております。訪問は我々事務方、それからその他には保健師ということで同席いたしまして、状況確認しながら丁寧にこちらの考え方、それからそれぞれの対応につきまして行ってきたところでございます。表にございますとおりで、現在バス利用の3名の方につきまして、今後2名は、御自身もしくは家族で行けるよというお話をいただいております。そうしますと備考になります、難病交通費の方の支給対象として金銭支援を行ってくという回答につながっていくことになるかと思っております。送迎支援が必要ということで家族も含めてもなかなか困難であるという方が1名いらっしゃいます。こちらにつきましては先ほどの①番の送迎タクシーの方の利用を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

下段に参ります。自家用車で現在通院をされている方でございます。この中で継続してこの現状と変わらず通院しますよという方が3名、それから状況によっては、送迎関係が難しいというお話からバスを希望したいという方は現在1名ということで聞き取りをさせていただいております。備考の方にもありますが交通費の支給それからバスの利用検討という形で今後整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。結果はこの通りになってございまして、大きい2番にもありますが支援の案としましては、希望により今までバスを使った方につきましてはタクシー送迎で戸口から戸口という形を考えたいと思っております。こちらにつきましては現在本町で行っています福祉サービスの事業の中で送迎サービスがございます。同じようにタクシーでの送迎関係を行っているものでございます。こちらの方では、所得に応じまして4段階の自己負担を求めているというところでございます。これに準じる形の設定になろうかと思っております。その部分につきまして、自己負担も一部いただくけれども戸口のタクシーが、どうですかという話につきましては先ほどの話に戻りますが了承いただいております。この制度を後段説明いたしますが、難病者等の通院交通費の助成要綱が本町でございます。こちらの方での改正として盛り込んでいきたいと考えてございます。またこの関係は個々の扶助対応ということもございまして、現状のところは3年間の経過措置という形でなかなか急には変えられないということもございまして、こういった手当を行っていききたいと考えてございます。

5ページにまいります。自家用車の通院につきましては、これまで、先ほど申し上げましたバスが通っている個人都合で自家用でいった者は助成対象からこれまで割愛させてもらっていた部分を対象とする旨に改正しまして、今後は自家用でいきますと、キロ30という単価の要綱でございます。それぞれの発着地、清里市街ないし札弦等の自己の居宅のところからの距離換算等によりまして、その分をこれも所得等の関係がございまして、全額それから75%、それから50%、そして一般通常一般の所得税等、住民税等納めている方につきましては3段階の他には給付がないというこういった4つの区分に基づきまして、助成関係を行っているものでございます。こちらに照らし合わせまして対象となる方については扶助を行っていくという形でございます。

それから清里高校バスとの利用でございます。1名希望されてございますので今後関係機関、それ

から運行する事業者等と詰めながら行っていきたいと思いますが、基本的にこの方の現在の状況を踏まえまして、今年度下半期につきましては、まずは高校のダイヤの運行で乗ってみてはいかがというお話まで詰めております。この後は冬期休業とかいろいろな部分ございますけれども、まずは10月から乗っていただくという形で進めていきたいと、ただこの方も常に乗るとも限りませんし、症状によっては入院もしくは特別な形で手当をしなければいけないという状況になるかとも思います。まず下半期としましては高校ダイヤの関係をまず活用していただきたいという形で進めたいと思っております。また発着所としましては基本的にはバスの車庫、それから町内を経まして今回延伸する部分は小清水赤十字病院までということで考えてございます。現在は小清水のターミナルということでございます。片道で約800メートルほどございます。これを停留所ということで、そこから病院までの徒歩という形は、当然ながらこの制度としては余り良い条件でございませぬ。延伸部について経費を計上したいということでございます。

3番目に参ります。予算措置ということで、先ほど補正予算で述べさせていただきました、タクシー移送につきましては、夏と冬期で若干2割増し等の変動はございますけれども、平均値をとりまして、7千800円で1回ということで、今回対象者が札弦にお住まいということで仮計算をさせてもらっているところでございます。透析は週に3回行います。下半期1年間は52週でございます。仮算としましては26週分を設けるということで考えています。また他の2名は現在自動車で行きますよと、家族が乗せていきますよということでございますが、万が一そういった不足に対しまして、この78回に対しまして、1.5倍ほどの回数を盛り込んだ予算算出にさせていただいてございます。91万2千600円ということで予算計上させていただいているところでございます。

2に参りますけれども、難病者の交通費助成4名ほどの扶助費ということで、キロ30円ということで先ほど申し上げました。1回に係る合計の往復キロは106キロほど、累積で乗るということで使うということでございます。それで3千180円、そして透析回数ですけども、こちらにつきましても回数を見ておりますが、実際は出来高ということでございます。最大見てございますが出来高ということで最終的に例えばこういった形で申請が上がってきた時には対応できる予算の範囲、許容ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

3番目に参ります。高校バスの関係ですけれども先ほど申し上げました小清水の交通ターミナルそれから日赤病院の間の部分が若干伸びる部分、こちらのキロ換算の分を求めてございます。1日やりますと、4千892円ということで算出してありますが、これも出来高で行うと。ですからこの実際稼働した分という形でご理解いただければと思います。また事業者とも確認しておりますが、片道使う場合につきましては、この半額でも良いというお話もいただいておりますので、その辺につきましても、適切な契約のもとに単価、それから出来高契約という形で事業の方は執行させていただければこのように思っているところでございます。以上です。

## ○前中委員長

ただいま小清水赤十字病院人工透析者送迎バス終了に係る対応について御説明ございました。かなり行政機関で細かなケアができています提案でございませぬ。その中で把握により質疑を賜りたいと思っておりますけれども何かございませぬか。

ちょっと1点、バスの関係ですけれども、高校バス利用でこの冬季あるいは各事業の関係、高校の学校行事に関連すると思うんですけども、そういう場合の対応としては上段にあるタクシーあるいは難病等の公的助成というのは振替で検討するという理解で間違いないんですね。

### ○保健福祉課長

このたび利用されると希望されている方についてはタクシーにその対象とはしてございません。タクシーサービスの対象というのは、現に赤十字病院が運行しているバスを利用された方、昨年お話があった時点でバス利用をされている方については3年間経過的な措置でと考えております。

今回お話あった方々は最近透析を始められ家族送迎を行っている方です。ですので、自らの送迎であれば難病交通費の支援は当然行いますし、そうでなくスクールバスの利用を希望されていけば、乗って頂くということです。それからこのスクールバスの運行なんですけれども、高校生が乗っていない高校生を迎えに行く、あるいは送り届けたときの空のバスの利用で高校生と一緒に乗ることは無いわけではないわけです。向きが逆なものですから。そうは言いながら、高校生が乗らない冬休みであったり、学校の都合で運行しない等あるわけなんですけれども、そこをさすがに空で運行するわけにはいきません。複数人いけばその辺のところの不安は解消されるわけなんですけれども、一人でありまして今後の通院の見通しなどを伺いますと冬は入院を考えているというふうに、おっしゃいました。バスは戸口まで迎えに行くわけではありません。これは、拠点から拠点まで清里の停留所と言いますか、発着するところが運航会社の待合を提供いただけるということでお話いただいておりますので、そこから病院までとなっております。病院の方は透析センターまで送ってもらえるので問題ないわけなんですけれども、この拠点までということになれば悪天候のときにはその家族送迎もあるわけで、それを考えるとなかなか安定的な利用というところの難しさ。今回については高校のバスの運行のときの利用でいかがでしょうかということはお話をさせていただきます。これがまた多くの方に利用をしていただけるということであれば空で走ることは無いわけですし、そういう点につきましてはまた今後検討してまいりたいと思っておりますが、お一人ではなかなか安定的な運航にはならないかなということで、今回はこういう措置をとらせていただいているということです。当然ながらほんとに複数で安定的な利用がいただけるようになれば、冬休みや夏休みや高校が利用しないところも週3回運航も考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

### ○前中委員長

続きまして④難病者等通院交通費助成要綱の一部を改正する要綱について。説明よろしく申し上げます、課長。

### ○保健福祉課長

このたびの透析バス終了に係る対応の中で、難病者等交通費助成要綱これをもって支援をしてまいりたいということで要綱の改正でございます。

### ○福祉介護G総括主査

7ページの新旧対照表ということで御説明します。左の方は改正後ということでございます。右側現行ということでございます。今回改正を行うものにつきまして、下線がひかれてございます部分につきまして随時御説明差し上げます。

まず、第4条ということで支給の範囲、これが当然変わってくるということでございます。この中で第4条(4)という部分でございます。こちらですけれども、第2条第1項第2号に掲げる者のうちとあります。実はこの掲げる者は人工透析者のことを謳っているものでございます。ですから人工



透析者のうちという形で考えていただきたいと思います。その次ですが、小清水赤十字病院で医療を受けているものは別表第2で後段説明いたします。他の医療機関等で医療の給付を受けているものは、第1項第1号、第2号により交通費を支給すると改正するものでございますが、この第1項第1号、第2号と言いますが、JRいわゆる公共交通機関での料金で助成金を算定しますという説明になります。それから第2号につきましては先ほど予算でも出ておりますが、自家用車で行く場合には、キロ30円の単価で計算するというこのくだりがあるとなっておりますので、他の医療機関につきましては、公共交通機関とキロ換算でいきますよということでございます。

今回、次のページをめくっていただきまして、第2表とつけ加える形が、第2条につきましては経過措置も含めた、小清水の透析者の部分を抜き出して扶助の関係を一括設定するという形にさせていただいております。

別表で下線をひかさせていただいたものが改正でございます。対象者の(1)でございます。小清水赤十字病院による人工透析バス利用者であったもので、町の指定を受けた者。これが先ほど来からバスを利用していた方は3名ということでご説明差し上げました。その部分の該当になるものでございます。そして交通費扶助を基本的には助成金という形をとっておりますが、扶助という形で、総括させてもらってございます。居宅、小清水赤十字病院間を清里町が指定する車両により輸送の現物給付としますと。お金で補助ではなく、タクシーに乗っていただくということの解釈になります。ただしこの場合は、別表第1でございますが、先ほど課税状況によって助成率を設けていただいております。それは用いないで、右に書かれている自己負担額を徴収されていきますというふうに記載されてまいります。右に参りますが、4段階ございます。対象者の所得金額が、0円～70万円未満の方については、走行経費の15%をいただきたいと。2段階目は70万円から130万円未満について20%、3段階では30%、そして200万円の所得がある方については、費用の50%をいただきたいという形になります。先ほど予算単価では7千800円ほどの1回の交通費でございました。それを割り返した分が、個人から徴収をいただきたい額という形で定めさせていただければと思っております。

また真ん中の扶助のほうに戻って、給付期間は31年3月31日までとします。3年間の時限措置、経過措置ということで設定をさせていただければと思っております。そのあとでございますが期間終了後は(3)の取り扱いと同様とするということで、1番の現在3名、バスを利用した方の経過措置のタクシー移送に係る分を定めさせていただきます。

9ページに参ります。(2)ということで、清里町が指定するバス利用により移送を受けた者でございます。今のところ1名バスを希望ということでございます。バスを利用した際にはバスの利用につきまして既に経費等を本町が拠出してございます。難病交通費の該当にならないということで交通費を支給しないというふうに定義させていただければと、このように思います。

(3)でございます。上記以外により通院等を行っているもの。タクシーそれからバス以外、いわゆる自家用車等で通っている方に当てはまります。こちらにつきましては、第4条、第1項、同1号、第2号による交通費を支給するというのは、先ほどの7ページに戻りますと、(4)の後段のとなりまして、いわゆる公共交通機関の料金またはキロ30円の自家用車利用というところに戻る形をとりまして、そこで支給を行いますという形の中での3つの区分について整備をさせていただいた部分でございます。その下につきましてはそれぞれ10円未満の端数の処理関係、それから徴収額の算出の年度ということで、それぞれ表の外に規定をさせていただきます。

10月1日からの施行を附則でございまして、なおこれまでにつきましては、現在の現行制度を

経過措置で維持していくという形の附則を設け、要綱の改正を行うものでございます。以上で説明をおわります。

#### ○前中委員長

通院交通費助成要綱の一部改正の説明はございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。なにかございませんか。よろしいですか。

それでは最後になりますけども、ケアハウスの整備要望について。保健福祉課長。

#### ○保健福祉課長

ケアハウスの整備要望につきましてご報告申し上げます。8月10日に、北海道保健福祉部長に対しまして清里町ケアハウス整備事業を田中議長、櫛引町長連名で行いましたので報告をさせていただきます。

具体的な要望事項はケアハウス整備事業の推進、ケアハウス整備事業に係る人材支援。この2点であります。

1点目のケアハウス整備事業の整備推進につきましては、すでに平成29年度社会福祉施設等整備協議書を提出しているところでありますが、この整備事業を採択並びに補助金の交付を要望するものでございます。

2点目ケアハウス整備に係る人材支援は、施設整備のために、清里町に事業に精通した北海道職員の派遣を要望するものでございます。当日は、村木保健福祉部長は不在でしたが、次席になります田中少子高齢化対策官に要望書を手渡してございます。以上です。

#### ○前中委員長

只今、ケアハウスの整備要望について説明がございました。池下副委員長。

#### ○池下副委員長

今ケアハウスの人材の方の要望っていうところもうちょっと詳しくお話ししていただきたい。

#### ○保健福祉課長

次年度になると思いますけれども、こういった事業に精通されている職員を清里町に派遣していただいて、施設の建築整備、その他の準備について担当していただく職員、あの決して施設そのものの運営ということではなくて、段取りの職員をお願いできないかということでございます。

#### ○前中委員長

よろしいですか。他、何かございませんか。

#### ○保健福祉課長

ケアハウス関連でもう1つ。

6月13日の本常任委員会におきましてケアハウス関連でエネルギー利用調査にかかる予算の補正を復活に予定している旨お話をさせていただきました。これは地中熱利用のための調査に係る費用ではありますが、実施設計の過程で事案のイニシャルコスト、ランニングコストの比較検討をしました

ところ、地中熱に比べて温泉熱が有効ということが解りましたので、この温泉熱を利用する手法で今後の設計を進めてまいりたいと考えています。

従いましてエネルギー利用調査にかかる費用の計上は、今回の補正予算に計上してございませんので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

#### ○前中委員長

保健福祉課、全体を通して何かあれば、ありませんか。なければ大変ご苦労様でした。

#### ○前中委員長

それでは産業建設課関連の協議報告事項でございます。6点ほど提案されております。その説明をよろしくお願いいたします。産業建設課長。

#### ○産業建設課長

本日の産業建設課の所管案件ですが①②につきましては特別会計2会計におけます平成27年度決算書に伴う補正予算となっております。③につきましては、前回の委員会で今後の募集スケジュールを報告させていただきましたが、新たな道路橋梁及び河川の指定管理者募集に向けての要綱の説明をさせていただきます。④につきましては一般会計補正予算(第4号)となりますが、先の台風で被災しました農地への復旧への支援策について説明させていただきます。5と6につきましては口頭となりますが先月実施しました温室ハウスの公売の結果、それと今年度からスタートしました民間賃貸住宅建設補助の申込状況についての報告をさせていただきます。

随時担当より説明したいと思います。

#### ○前中委員長

それでは、①平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明よろしくお願いいたします。担当。

#### ○建設管理G総括主査

平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正(第1号)に関する予算概要につきまして御説明申し上げます。議案の1ページをお開きください。

今回の補正は平成27年度決算に伴う繰越金額の確定による調整措置に伴う増額補正であり歳入歳出それぞれ401万7千円を追加し、予算の総額を6千690万円とするものです。

歳入よりご説明いたします。繰越金につきまして、繰越金額の確定により401万7千円を増額し補正後の繰越金額を551万7千円とするものであります。

次に歳出につきましてご説明いたします。基金積立金につきまして401万7千円を増額し、補正後の基金積立金額を403万円とするものであります。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

只今、平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案説明がございました。繰越金の処理ということの提案説明でございます。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

続きまして②平成28年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明よろしくお願ひいたします。担当。

#### ○建設管理G総括主査

平成28年度清里町農業集落排水事業特別会計補正（第1号）に関する予算概要について御説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。

今回の補正は平成27年度決算に伴う繰越金額の確定、並びに施設の修繕料及び工事請負費を補正するもので、歳入歳出それぞれ478万4千円を追加し、予算の総額を1億87万2千円とするものです。

それでは歳入よりご説明いたします。繰越金につきましては、繰越金額の確定に伴い、478万4千円を増額し、補正後の繰越金額を628万4千円とするものです。

次に歳出につきまして説明いたします。総務費の178万4千円を増額につきましては、施設管理費におきまして、施設の延命化を図るための機器類の修繕料として178万4千円を増額するもので、補正後の総務費の予算額を、3千619万3千円とするものです。事業費の300万円の増額につきましては農業集落排水事業費におきまして、弁の設置工事にかかる工事請負費として300万円を増額するもので補正後の事業費の予算額を787万8千円とするものです。

以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

ただいま平成28年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

それでは③道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項案についての提案説明よろしくお願ひいたします。担当。

#### ○建設管理G総括主査

道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項案について説明させていただきます。説明につきましては、前回の平成23年度募集要項との変更部分とし、文面の整理と内容の変更の無いものにつきましては省略させていただきます。3ページをご覧ください。

4番指定期間ではありますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。5番指定管理者の委託料ですが、5年間上限で4億7千760万円となっており、年平均で9千550万円程度となり、前回5年間の基準価格年平均9千270万円と比較しまして単価の上昇などにより280万円ほどの増となっております。

今後のスケジュールの関係ですけれども、募集要項案が承認されましたら10月から募集を行い11月中旬に選定委員会を開催し、12月に議会に報告し、決定するスケジュールとなっております。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

ただいま道路橋梁及び河川の指定管理者の募集要項案についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

なければ④農地災害復旧補助事業について支援策でございますけれども、提案説明よろしくお願ひい

たします。担当。

#### ○産業建設課主幹

平成28年度一般会計補正予算、産業建設課所管分、産業振興グループ関連についてご説明いたします。議案8ページでございます。

12款災害復旧費、1項災害復旧費、1目災害復旧費、事業名農地災害復旧補助事業でございます。本件につきましては、8月20日から23日にかけて発生しました台風9号、11号による農地災害について自己資金により復旧事業を実施する農業者に対し、補助金を交付するものでございます。補助内容でございますけれども、自己資金により業者に発注、契約して実施した農地復旧事業費の支払金額の50%以内を補助するものでございます。対象になりますけれども農地等の補修ということで法面、表土、明渠ざらい、耕作道等を対象とするものでございます。総事業費でございますけれども、概算工事費として600万円見込んだところでございまして補助額として300万円を予算計上するものでございます。事業費の算出にあたりまして農協から報告がありました被害状況につきまして、現地確認を行ったところでございまして、昨年10月8日発生の台風被害状況と比較勘案しまして概算として算出したものでございます。以上で財源内訳でございますけれども、全額一般財源となります。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

ただいま④農地災害復旧補助事業についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思っておりますけど、何かございませんか。はい池下委員。

#### ○池下副委員長

今回この600万のうちの50%の300万という件数でいうと何件くらいあったのか。

#### ○前中委員長

課長。

#### ○産業建設課長

農協からいただいている取り纏めでいきますと、面積等になるんですが、てんさいでは7.5ヘクタール、馬鈴薯7.55ヘクタール、その他作物0.9あと農地関係ですが、農地の法面9件、農地3件、農道6件、その他2件です。

#### ○前中委員長

池下委員。

#### ○池下副委員長

多分1件の農家で何ヶ所もやられているところもあると思うんですけど、農家件数の件数っていうのは農協からは資料はいただいてないということですか。

○前中委員長  
課長。

○産業建設課長

名前の方も報告受けていますので、今数えますと件数にしますと17件程度の農家の方になると思います。

○池下副委員長

了解しました。

○前中委員長

よろしいですか。他何かございませんか。はい伊藤委員。

○伊藤委員

確認したいんですけど。例えば今17件っていう話ありましたよね。でこれはあくまで農協の方に、各農家の方から被害がありましたっていう報告があつての件数なわけですよ。そこに例えば農協に報告してなかったんだよねっていうもので、その各農家には対象にはならないってことなんですか。

○前中委員長

課長。

○産業建設課長

今後もし、この事業が実施されますと改めまして農協を通しての集約になります。ですから先にこの報告をいただかなければ対応にならないというわけではなくて、改めて集約させていただいて、その方に対しての補助となります。

○前中委員長

ちょっと確認ですけども、昨年10月の災害復旧と同じような対応で取り進めるということで理解してよろしいですか。課長

○産業建設課長

その通りでございます。

○前中委員長

前回は町内、町外というくくりの問題もあったんですけども、それも加味した中では従来どおりの中でやるっていうことで。他にございませんか。

それでは⑤農地研修施設温室ハウスの売却について、口頭説明でございますけどもよろしくお願いいたします。はい。

**○産業建設課長**

⑤番になりますけど、普及センター南側にあります温室ハウスにつきましては来年度建設予定のケアハウスの支障物件となることから資源の再利用も考慮いたしまして、公売という形をとらせていただきました。

8月の1日の広報で周知させていただいて、数件の問い合わせがありました。実際その中で申し込みが1件ございました。ありましたが、実際その見積もり合わせの段階になりまして辞退をされております。今後はもう一度今月15日のお知らせにて再度周知させていただいて、もう一度希望者を募りまして、それでもいない場合には町のほうで取り壊しを実施したいなと考えております。

**○前中委員長**

何か。

**○加藤委員**

具体的に見積もり合わせということは最低価格に満たなかったと。

**○産業建設課長**

見積もりの参加自体を辞退されております。

**○加藤委員**

来なかったということ。

**○伊藤委員**

それは理由とか聞かれているのですか。

**○産業建設課長**

ただ欠席されたわけではなくて、来ていただいて辞退させていただくってお話ありましたので、その中でいろいろ話もさせていただくわけですけど、移設の費用と新築する場合の費用があります。その辺をいろいろ考慮されて、新築のほうが、若干価格は高くなるでしょうけど、20年、30年長く使っていくことを考えた場合に、使えないというものではないですけど一応20年経った物件ですので、本人の方としては、今回辞退したいというお話です。

**○勝又委員**

売却の価格は。

**○産業建設課長**

売却価格は最低価格を決定してございました。物件の価格といたしましては鉄骨スクラップの単価を最低価格とさせていただいて、約8.8トンの鉄骨、それに公表されておりますスクラップ単価を掛けた値段を最低落札価格としています。

**○前中委員長**

6、民間住宅建設促進事業の実施状況について説明願います。

**○産業建設課長**

今年度から民間住宅建設補助の申込み状況について、ご報告したいと思います。現在2件の予定がありまして、1件につきましては、交付金の補助の提出がなされて、住宅のタイプは1棟4戸の単身者向けとなっておりますので本工事の方も行き、もう1件につきましては、申請のお話がありまして、世帯向けの戸建を計画しているということですが、現在は事前協議の段階で、正式な補助金の申請はあがってきておりません。

**○前中委員長**

ただいま民間賃貸住宅建設促進事業の実施状況について、提案説明ございましたけども何かございませんか。伊藤委員。

**○伊藤委員**

一戸建てというのは、一戸だけなんですか。それが何戸かあるのか。

**○産業建設課長**

事前協議の中では3戸。一戸建てを3戸です。正式な申請はまだ出てきていない状況です。

**○前中委員長**

他に何かございませんか。全体を通して何かございませんか。産業建設課長。

**○産業建設課長**

1点訂正させていただくところがありまして、先ほどの農業被害の件数を17件と慌てて報告したのですが、数え直しますと26件でした。

**○前中委員長**

共同草地の関係で8月の農水のとくに登山道がかなり傷んだ経過があったんですけども、あの修繕は畑地かんがい事業に管理組合の方で処理する形になるんですか。ファンポンドまでの舗装の部分の雨水がすべて斜里岳登山道に流れ込んだんですけども。その部分の土管だとかかなり傷んでいたんですけども。

**○産業建設課主幹**

協議会のほうで現地を確認しまして、ファンポンドの道のほうに水が走るということで、組合のほうに明渠があるんですが、そちらの方で繋げて直すということで協議会対応で工事のほうすすめていくとなっています。

**○前中委員長**

あくまでも協議会の方で対応するということですね。産業建設課所管部分で全体を通して何かあれば、何かございませんか。それではご苦労様でした。



### ○前中委員長

焼酎醸造所1点提案でございます。平成28年度の焼酎事業特別会計補正予算出ております。所長より説明願います。はい、所長。

### ○焼酎醸造所長

28年度の焼酎事業特別会計補正予算内容につきまして、担当より説明させていただきますので審議のほどよろしく願います。

### ○前中委員長

はい、担当。

### ○焼酎事業所主査

それでは御説明いたします。焼酎事業特別会計補正予算（第1号）の総括表、1ページの方をご覧ください。歳入につきましては繰越金についてでございますが、前年度決算額におきまして639万4千円の繰越金がありますので当初予算との差し引きで604万9千円の増額としております。補正後の歳入合計につきましては、1億2千430万4千円となります。

続きまして歳出の補正でございます。製造費、需用費に592万5千円、役務費に12万4千円、計604万9千円となっております。補正後の歳出合計につきましては1億2千430万4千円で歳入歳出同額となっております。詳細につきましては次のページ2ページをお開きください。横になっておりますので、横をご覧ください。

歳入につきましては先ほどご説明いたしましたとおり、前年度繰越確定額634万端数で9千889円から、当初予算額30万円でございますので、これを差し引きました604万9千884円が歳入補正額となっております。歳出につきましては製造費の中の需用費、消耗品費でございますが、需要増によります北海道清里用の透明瓶、こちらの1ロット分1万6千本、コルク栓につきましては3ロット分1万8千711個、合計481万9千286円を計上するものでございます。

積算につきましては、こちらの積算の表をご覧ください。平成27年度売り上げ実績、こちらに対しまして、当年度売り上げの状況を7月31日現在で伸び率と換算いたしまして、予想本数を積算しております。例えば北海道清里でございますが、伸び率が1.82倍、樽で1.29倍、原酒1.29倍、原酒の5年で1.22倍という伸び率でございますので、それぞれ予想本数、北海道清里で2万4千819本、北海道清里樽で5万3千655本、原酒で8千19本、原酒5年で1千747本という形になってございます。そうしまして、そちらから4月から7月31日まで販売した数量を差し引いたものが、今後の販売見込み数量となっております。それがちょうど真ん中辺、今後販売見込み数量という形になっております。

28年度当初予算におきまして、予算化されております本数につきましては、予算化本数欄をご覧ください。こちらの方で北海道清里につきまして1万4千本分、樽につきまして3万5千本分となっております。うち既に納品された数量はそれぞれ1万1千40本と2万70本となっております。これらの納品済みを加えました在庫数量といたしまして繰り越しの分含めまして、北海道清里で、8月25日現在で1万697本、樽で2万6千586本となっております。今後必要な数量は、今後の販売見込み数量の方から在庫数量を差し引いた数量でございますので、清里につきましては8千4

34本の不足、樽で1万423本の不足となっております。予算化されておりまして今年度まだ購入していない分で、清里2千960本、樽で1万4千930本でございますので、こちらを差し引きして、来年度当初分4月から6月分こちらの使用する分を足しました予算化されていない数量が清里で一番右端でございますが、清里で9千395本、樽で6千503本の不足となっております。コルクにつきましては、これら不足分をカバーするためのロットでの購入という形になっております。

なお緑瓶の原酒と原酒5年につきましては本年度に当初予算で予算化されています範囲内で間に合うという予測でなっております。瓶につきましては、それぞれ納期が3カ月から4カ月かかるということもございまして、安定した製造を実現するためにも早目の発注を行ってまいりたいと考えております。

次に製造費中、需用費 修繕料木樽の焼き直し事業でございます。こちら積算の下の方、補正内訳の木樽焼き直しの方をご覧ください。当初予算で既に40樽分購入させていただきました、10樽分の焼き直しを行っております。現在稼働樽数が約250樽となっております、販売好調の状況から樽製品の安定供給を目指すためにも樽の焼き直し、古い樽で色づきの悪い熟成が進まないものにつきましての焼き直しを行っていきたいと考えております。今回は20樽分を焼き直しといたしまして、110万5千円の補正となっております。

最後に製造費中、役務費、手数料でございます一番下段をご覧ください。こちらの方が製品製造の工程で発生します汚水の汚水処理槽での汚泥引き抜きに対しまして、2万リットル分12万4千円としております。こちら歳出の合計は604万9千円となっております。以上で説明を終わります。

## ○前中委員長

ただ今平成28年度焼酎事業特別会計補正予算（第1号）についての説明がございました。各委員より質疑を賜ります。何かございませんか。よろしいですか。はい加藤委員。

## ○加藤委員

補正の資料として提出されたわけですが、基本的に歳入の繰越の部分、当初予算30万が結果的には634万9千円が今年度確定をしましたよと。この時点で、去年の最終的な補正を組んだ時点で600万も余る補正を組んだというところに経営として、どういう捉え方をしていたのかなってという疑問がまず大きく湧いてくるところです。

単年度収支の企業会計で考えていけば足りなくて、一般会計から逆を言うと他人から借りるっていう時に余分なお金を借りたってことなんです。利息も何もつかないから良いかという話ではないというふうに思うんで、この辺の考え方をきちっと整理し、100万単位のものぐらいであれば良いけども600万も超える、振り返って決算をしてみれば、繰越しが出ましたよという予算の組み方が果たして正しいのかどうなのかこの辺を十分に検討していただきたいと、まず1点。

それと今回のそれらを使う部分に内容について、明年度の樽の部分も前もって申しないとならないんで、樽の不足する分で早くしないとならないって補正内容ではないわけですよ。毎年の事業展開としてきちっとやっていくということを心がけていただきたいなど。今回出ている補正の内容についても、必要な分について600万の内訳、使う金についての内訳なんです。だけどトータルとして3割増売れていますよっていうわけなんです。そうすると1年間の収支がどうなったのかってことをきちっと提示をしていかないと。この辺がやはり甘いって、これは企業会計としての考え方をきちっと持ってかないと、問題が大きいような気がします。

とりあえずその辺を十分に踏まえて、焼酎会計としてどこまできちっと整理していくのか。この辺をもう一度見直しをしていただきたいとこのように思います。

**○前中委員長**

はい所長。

**○焼酎醸造所長**

ただ今の600万繰越という形で、今回提示をさせていただいた部分につきましては総体的な部分で収入の部分で400万程度の増、それと歳出の部分での不用額という部分がございます、それらの差引き、プラマイというところで合計600万という数字で計上させていただいているものがございます。

歳入の部分についてはもう少し3月の時点で精査した中での歳入見込みがたてれば、もう少し近い事業計上という形でできたのかなというふうに思っているところでもございます。

今回につきましては今ご案内のとおり、600万という数字が実質出ておりますので、この関係について再質問の部分でそれぞれ活用させていただきたいということで、今回提案をさせていただいております。

それで先ほど加藤委員の方からもありましたけども翌年度の必要分も含めての補正という表現での御質問でございましたけども、翌年度の分については前年度のところで事前の1クール分の事業費をいただいて提示をさせていただいて本年度の分につきましては、一応その分を除いた分での1年分消費するだろうというところの本数を計上させていただいております。その結果今回先程の言いました通り、委員の焼酎の売り上げの本数が伸びている部分で先ほどの伸び率を平均して大体1.3ぐらいの伸び率になっているという部分もございますので、その分の本数について、今回ここで補正をさせていただきたいということで提示をさせていただいております。

それと木樽の関係につきましては、年数がかなり木樽についても経っているものがございます。それらについて新たな樽として40本、今年当初予算で購入をさせていただいております、それらの分については非常に色つきも良く、いい状況で、樽の部分についても、製造が出来ているというふうに思っておりますが、古い分についてはなかなか色つきも悪くなってきてございますので、それらの改善策といたしまして、樽の焼き直しが必要となってまいりますので、その分につきましては明年度以降も計画的に焼き直しを進めていきたいと考えてございますので、これ総体的な予算の中を見ながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

**○前中委員長**

はい加藤委員。

**○加藤委員**

あまり長々とは嫌なんですけど、その基本的にその明年度の分まで必要だという部分はわかるんですが1会計年度としてどういう形で整理していくのか。この捉え方がその収支を全く考えないでやっているというスタンスなんです。基本的に来年の分必要ですから補正を組んできますって。でも売り上げは30%伸びているんで、その分瓶もいるんでという表現なんです。だけど1年間30%、を割り増しで売れば、当然のように利益が出ないとならないんですよ。それなのになおかつ来年

度という表現で収支があってかないっていうところに問題があるんでないかな。

同時に1年間販売した収支がどうなのかということをきちっと押さえていると思うんです。しかもこの補正を、年度末に組んで最終的にやったときに次の年に600万の繰越金が出ましたよという表現の決算のあり方ってどうなのかってことなんです。去年の3月に2割ぐらいの売り上げが伸びるんだとしたら、その2割伸びることによってどれだけの売り上げがあって、どれだけの利益があるのか。結果的に1年間の収支がどうだったのかっていうことをきちっと整理しないとまずくないですかってことなんです。一般の企業会計だったらどうするんですかということなんです。だから軸足をどこに置くのかって、焼酎事業を長く続けていくためには、ある程度ここまでは収支の合うようにしていましようというルールがないとまずいと思うんです。そういうのを常日ごろから出していき、検討していくということが非常に大切だということなんです。

これから議会にいろんな形で価格改定の話も出てくると思うんですが、そういう環境の中で、実際ここ3年間で毎年収支がどうだったのか。どの部分に経費がかかって推移されてきているのか。そして価格改定するにあたって、どこの部分のどういう形の収支を合わせていくことにしていくのか。そう思っても価格改定することによって上がれば売り上げがどこまで下がるのかと色々な問題が出てきます。でも基本的にどういう形で進めていくのか。原価計算がどこまでで、どういう数字になっているのかっていうのをやっぱり少なくとも日々検証していくというスタンスを、きちっと次回にも委員会があることにこの提示をしていただく。こういうことも必要だと思うのでよろしくお願いたします。

#### ○前中委員長

はい所長。

#### ○焼酎醸造所長

ただ今の部分でございますが、全体的な収支を精査しながら事業展開をしていくというところで我々も考えている部分でございます。

今回価格の関係についてもお話をさせていただくというところもございますが、今回のこの補正の部分につきましては委員御指摘のとおり全体の収支、このバランスを考えた中での補正の繰越額が出ないような形でできれば一番良いんでしょうけども、なかなかこれは相手のあるところもございますので、販売の部分それらを含めた中でいろいろ精査しながらなるべく収支のバランスのとれたもので提示できるようなところで進めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思ます。

#### ○前中委員長

はい、加藤委員。

#### ○加藤委員

バランスのとれたという言葉でなくて、どことどこまでの経費をもって収支を合わせるのかっていう基本的考え方をきちっと提示していただきたいということなんです。バランスっていう課長の答弁は、焼酎事業所は何をもってバランスの良いって言っているんですか。一般会計から繰り入れをどんどん出して、毎年バランスがよく焼酎事業は運営していきまస్తుっていうことを言っているんですか。

○前中委員長

はい所長。

○焼酎醸造所長

焼酎事業の部分の一般会計の繰入の部分につきましては、極力一般会計の繰入を減らしていきたいというところを考えているところでございますが、現在のところ繰入れの部分させていただいているというのが実態でございます。これらの部分少しでも少ない部分でとは思いますが、今後整備の関係等いろいろ出てくる部分でございます。一般会計の繰入れの関係については必要になってくるのかなというふうに思っておりますが、それらの関係については、なるべくその会計の中でやりくりできるものはやりくりをしていきたいというところを考えてございます。

細かな部分での数字の提供というお話かと思うんですが、その関係については数字の精査関係いろいろ含めましてやっていきたいというふうに思います。会計としては、すべて焼酎の売り上げ収入でやりくりができれば良いということで、我々も思っているところでございますが、なかなかそこまでの実態にならない。それらも含めた中でバランスを考えたいところでの予算要求というところを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○前中委員長

他に何かございませんか。はい河口委員。

○河口委員

ちょっと数字の確認をさせていただきたいんですが、27年度の製造数量は26.89キロリットルで、販売数量のキロリットルと在庫数量のキロリットルをちょっと教えていただきたい。ちょっと資料はどうしてもその部分が抜けていたので、27年度の販売数量。販売金額はいろいろなもので全部載っているんですけど、数量がちょっと。私が拾えないでいたものですから。

○前中委員長

販売キロリットルということでよろしいですか。すぐ出ますか。はい所長。

○焼酎醸造所長

27年度の販売実績の部分で25キロ換算の販売数量リットルですね。6万6千290リットル、全体的には66キロと。

○河口委員

在庫数量は。

○前中委員長

よろしいですか。所長、前の委員会で54キロの樽の仕込み量で65キロ製造と書いてあります。

○池下副委員長

今回1万6千本の来月分ということで発注かけて、透明の瓶っていうのは北海道清里と清里樽も入るのかな。それを樽に関しては1万6千のうちの何本ぐらいで。

**○前中委員長**

所長。

**○焼酎醸造所長**

2ページの表のところにもあるんですが、定番で足りないだろうという予測が9千390本、それと樽で6千500という数字で、総体で1万6千っていうのは、一つのロットになっておりますので、この発注の時に樽の分を今回は6千にしてください。定番の方1万にしてください。この数字はある程度前後できますので、総体の1万6千っていうロットの数字が変わらなければ、発注は出来ますので、そういう数字で今回はこの足りない分6千600と9千400本の数字で発注をいうところでございます。

**○前中委員長**

はい池下委員。

**○池下副委員長**

例えば1万6千000本頼むときに、もう既に北海道清里は何本、樽は何本、ってこちら側がやっぱり言っているってこと。

**○前中委員長**

はい所長。

**○焼酎事業所長**

発注の時にそこ指示しないと、印刷しての納品になるものですから、青い印刷と白の印刷になってくる。ですから発注の時点で、本数を指定して納品していただくという形になります。9千400本と6千600本という数字で発注って言いますが、今まだ発注云々ではないですけども、今の部分でいくと足りないだろうという予測になっておりますので、そういう形でもし足りなければ、そういう発注すると、今後在庫の状況によってはこの数字が若干動いてくる可能性も。やはり定番の伸びが非常に多いものですから。多分、定番の方にシフトしているんだろうなというふうに思われますので、もしかすると実際の発注の時には1万の6千という形になるかもしれませんし、これは今のところ何とも言えないんですけど、その状況を見て、発注の段階で割合は変更していくということで。

**○池下副委員長**

ということは今回頼むことによって来年の6月ぐらいまでは持つっていう積算ですよ。

**○前中委員長**

はい所長。

**○焼酎醸造所長**

今回の部分については、あくまでも27年から28年の今のところの伸び率をかけた部分での1万6千本足りないというところで、昨年4月から6月分のところについて予算を入れていただいているという部分でございますので、今の予算が7月から来年7月分までの予算の中で動いている金額というところでその伸び率がまだ今1.3ぐらいあるんでその分で予測として足りなくなる部分はその1万6千、1ロット分だろうというところでの試算で計算させていただきました。

**○前中委員長**

はい、池下委員。

**○池下副委員長**

そういう計算をしながら発注かけていくわけなんですけども、どうしても時期によってはガーンと出るときもあったり、いろんな月が当然あるのは解るんです。それで想定以上に北海道清里がバカ売れしているっていう実態もあったもんで、こういうふうに一応数字は書いてあるんだけど、この瓶にしても、コルクにしても、やっぱり3カ月はかかるわけでしょう。そうすると前倒しで考えていくと常に3カ月以上前には発注をかけなきゃならないっていうことで、そうするとこの数字、この月数からみるとまた年明けには補正予算組まなきゃならないような事態に陥るのかなというふうにも思うんですよ。

**○前中委員長**

はい所長。

**○焼酎醸造所長**

4月から7月の伸び率で今1.3という形で今推移をして、この伸び率がこのままいけばこれ以上の本数にはならないと思いますんで、この出した数字でおさまるのかなと。ただこの伸び率が今後また、1.5なりという形に伸びてくれば、その時点ではやはり本数が足りなくなるという実態になりますんで、そのときにはやはり補正という形で売り上げ収入のその分売り上げが伸びてきますので、その中で補正という形で考えていきたいというふうにも思っております。

**○前中委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

常にこう伸びて利益が出て、なるべく町の一般会計から繰入が無いようにやってければ一番良いんですけど、今までの実績を見ると、どうもそういうふうになってないというのが今までの実態なんで、先ほど加藤委員からも指摘があったように、会計のあり方そのものが、余りにも行政感覚的になり過ぎちゃって、商売という域を超えてしまっているというのがもう見えるんで、できれば利益が出たらその利益分で何とか補っていくっていうふうな方向をやっぱりみんなで見つけていかないと。そこらへんを踏まえて、これから町長交えて価格の話もあるということなんで、そういうふうなことを踏まえてやっていってもらいたいなというふうには私は思うんですけど。

○前中委員長

はい所長。

○焼酎醸造所長

ただ今のご意見踏まえまして、今のところ一般会計からの繰入れという部分では私どもの方も特に考えてはございません。たぶん12月以降の部分で補正関係、売り上げの部分で金額が収入、売り上げ収入が上がってくる中での瓶の購入という部分でしていきたいと思うんですが、ただ瓶の購入に関してはロット買いという部分がどうしてもネックになってくる部分があるもんですから。

あと例えば8千本必要なんだけど、どうしてもロットでその倍は買わなきゃダメだという部分もございませぬ。そういった場合についてはどうしても余分なお金をかけねばならないという部分がございますので、その場合には一般会計からも繰入歳入が足りなければ、一般会計からの繰入という部分も絶対になんないということで、私言いきれませぬのでもしかしたらその分あるかもしれないけれども極力現在の売り上げの中で整理をしていくような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○前中委員長

他に何かございます。はい加藤委員。

○加藤委員

ちょっと整理をしておきたいんですが1年間に売れる量っていうのは決まっているわけですよ、大体ね。今の製造で製造している50から60つくっていますよと。当然のように販売計画なんですよ。ということは売れば売れるだけ瓶を買って焼酎を売りますなんてことにはなっていないんですよ。基本的に年間の製造の要するに今年40キロですか。そういう中でいくと年間売る計画が60キロなわけですから。これが2倍になれば3倍になれば、瓶足りなくなりますとかっていう話では逆じゃないんですよ。そこをきちっと整理しておいた方がいいと思いますし、もう1つ確かに来年度の瓶までは必要なんだけど、結果として1年間に使う瓶の本数っていうのはほぼ3割増なら3割増でわかるとなってくれば、それは順繰り繰り返した中で、再生産ができる環境でなければならぬんですよ。売れたから売れたからって補正を組んでいくということは、実態収支がどうなっているのかと。

よく課長の答弁の中に売れると補正、瓶をロットでとっていますけれども1年間に売る量は計画的に決める、つくる量も決まる。そうすると1年間で販売する環境がわかってくる。いつかの時点では再生産可能な環境はどうか。それができないとすればどういうところに費用がかかっているのか、歳出部分にあるのか。きちっと整理していかないとだめですよってということなんです。以上。

○前中委員長

所長。

○焼酎醸造所長

全体の年間の計画に基づいて販売を進めていくというところでは当然でございます。ただお客様からの購入要望というところで実態的に少しずつ売り上げといいますか本数が増えてきてございます。そ



れらを今年はこれしか出せませんのでこれ以上売りませんということで、今我々の方はやっておりますので、やはり注文が来れば物を出すという形で今進んでおります。年間的なサイクルの部分も今昨年も3割以上の分は、今回も今のところまだ3割ぐらいの伸びが出ているというのは実態でございます。どこで落ち着くのかということも我々も今検討がつかない状況ですが、在庫の関係もでございます。何ぼでも売れば良いってのもんでもないのかなと思います。ただ在庫のある中では販売はしていかなければならないだろうというふうになるっきりその物がなくなって売れなくなるというふうなことはないように全体を整理しながら販売を進めていきたいというふうに思っております。

#### ○前中委員長

ほかにご覧ですか。ありませんか。なし。このあと町からの協議っていう形で冒頭委員会の中でありましたけども価格改定についての説明があるのかなと思っております。

今意見の中で、加藤委員の方からはやはり計画性をもった中での製造販売をやっていただきたいという意見。他の委員さん中にはやはりなるべく戦略的に多く販売していきたい、こういう2つの、意見があります。

ただ現計予算という行政の中で予算執行する中で予算を立ててその中で回すっていう基本路線はしなければならぬかなと思っております。その中で、ある部分計画生産をするのであれば、生産中止だとかそういう形で予算中で考えるのも1つあるのかなと。ただ、やはりそういう部分はなかなか厳しいので、焼酎事業町の顔でもありますから、そこら辺は委員会の中でどのように図るか、今後の中で焼酎事業の年次計画の中でしっかりと持って提示していただければならぬかなと思っております。それに鑑みながら1つの方策として価格改定ってというのが検討にされるかと思っておりますので、今後産業福祉常任委員会の中でも検討課題として持っていきたいと思っておりますので、本日のところはそういう形でこの会議は閉めたいと思っておりますけれどもよろしいですか。

それでは以上持ちまして焼酎事業に対して終了したいと思います。本日はご苦労様でした。

#### ○前中委員長

大きな2、意見書の検討についてです。

#### ○議会事務局主査

それでは意見書の検討について、1件提出されておりますので、ご説明いたします。黄色の意見書の検討について資料1ページからです。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書です。提出依頼者は、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟協議会です。郵送ですが、関連団体として取り扱います。

この意見書は豊かな森林資源に恵まれた本道において産出される木材を有効に活用し、森林の資源の循環利用を確立するための安定的な財源確保を目的とし、毎年提出されているものです。それでは4ページをお開きください。内容につきましては、記以下を読み上げて説明いたします。

1 森林環境税等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など森林吸収源対策を推進すること。2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源も十分かつ安定的に確保すること。3 森林資源の循環利用を通じて林業木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備からの木材加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上ですが9月の定例会に委員長名で意見書を提出してよろしいか。あわせて、内容のご協議をお願いいたします。

○前中委員長

今意見書の検討について、林業木材産業成長産業化に向けた政策の充実強化を求める意見書人格何かございませんか。よろしいですか。

それでは、3道外所管事務調査は総務文教で行ったもので。

○前中委員長

4. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○前中委員長

5. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。

無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

---

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第10回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後3時31分)